



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年12月6日火曜日 第1717号

◇ 目 次 ◇

不健全な図書類等の指定.....	1215
救急病院の協力申出.....	1216
医師の指定.....	1216
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	1216
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1217
道路の供用開始（一般国道378号）.....	1217
道路の区域変更（県道大洲保内線）.....	1217
道路の供用開始（一般国道441号）.....	1217
道路の区域変更（一般国道378号）.....	1218
道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....	1218
道路の供用開始（ " ）.....	1218

道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	1218
道路の供用開始（ " ）.....	1219
道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	1219
道路の供用開始（ " ）.....	1219
道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	1219
道路の供用開始（ " ）.....	1219
都市計画の変更（一部変更）案の縦覧.....	1220
都市計画の変更（追加）案の縦覧.....	1220
開発行為に関する工事の完了.....	1220

監査公表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....	1220
------------------------	------

告 示

○愛媛県告示第2105号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

図書類等

種別	番号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑誌	17 061	パイパン生えっち！！ VOL.2	12月号増刊	(株)英和出版社	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性残虐性を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17 062	BEST！！中出し	12月増刊号	(有)光彩書房	
"	17 063	制服美少女桃組	12月号増刊	(株)白石書店	
"	17 064	やっぱ人妻でちゅ！！ Vol.47	12月号	(株)セントラル出版	
"	17 065	隣人の妻	1月号	(株)司書房	
"	17 066	若妻中出しBEST	VOL.2	(有)風林館	
"	17 067	萌え～メイド	11月号	マイウェイ出版(株)	
"	17 068	東京白金倶楽部 VOL.1	12月号増刊	(株)マックス	
"	17 069	ドアップ！ Vol.024	1月号	(株)マックス	
"	17 070	熟女ものがたり Vol.28	1月号	(株)茜新社	
"	17 071	漫画美熟女物語	12月号	(株)大洋書房	
"	17 072	COMIC レモンクラブ	12月号	(株)日本出版社	
ビデオテープ	17 073	素人面接ダマシ撮り	MD-06	リ アル	

"	17 074	制服イマラチオ 星月まゆら	R S - 31	口 ッ ソ
"	17 075	耐え難き羞恥と快感の間で 朝丘まい	R U S - 03	幻 映 舎
"	17 076	募集に群がる若妻 中 裕子31歳 田玲子28歳	e y 5051	T O M B プロダクション
"	17 077	万引き！！捕まる人妻2	N N - 02	中 嶋 興 業
"	17 078	若妻愛好家 まり22才	H Z V - 01	(有) ガ ッ ツ
D V D	17 079	S H Y D X 2005	F E D V - 291	(株) シ ャ イ 企 画
"	17 080	着萌え	X V - 274	(株) マ ッ ク ス ・ エ ー

○愛媛県告示第2106号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
医療法人社団 和会 中山記念病院	今治市南宝来町二丁目 2番地5	医療法人社団 和 会	平成20年 12月4日 まで

○愛媛県告示第2107号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診 療 科 名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	溝 上 志 朗	東温市志津川	平成 17年12月1日
聴覚・平衡・音声、言語又はそしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	"	本 吉 和 美	"	"
肢 体 不 自 由	脳 神 経 外 科	市立宇和島病院	森 原 啓 文	宇和島市御殿町1番1号	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	市立吉田病院	山 本 四 郎	宇和島市吉田町北小路甲217番地	"
聴覚・平衡・音声、言語又はそしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	安 藤 志 保	東温市志津川	"

○愛媛県告示第2108号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ 今治店
今治市東村南1丁目甲46-1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社 マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山芳彦

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社 マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山芳彦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年7月12日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,161平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
137台

- イ 駐輪場の収容台数
62台
- ウ 荷さばき施設の面積
83.13平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
28.88立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後12時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時40分から午前0時20分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成17年11月11日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2109号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年12月6日
愛媛県知事 加 戸 守 行
許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成17年12月6日から12月20日まで

○愛媛県告示第2110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	八幡浜市真網代戊189番7	平成17年12月6日

○愛媛県告示第2111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	八幡浜市日土町6番耕地69番9から 同町6番耕地69番4地先まで	旧	メートル 3.8~8.7	キロメートル 0.053	
			新	7.5~16.0	0.053	

○愛媛県告示第2112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	西予市野村町旭217番2から 同町旭260番まで	平成17年12月6日

○愛媛県告示第2113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町二及2番耕地925番1から 同町二及2番耕地908番1まで	旧	メートル 4.1～9.2	キロメートル 0.200	
			新	4.2～53.2	0.189	

○愛媛県告示第2114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町内泊10番2から 同町中泊985番1地先まで	旧	メートル 4.2～19.5	キロメートル 0.100	
			新	14.1～19.8	0.090	

○愛媛県告示第2115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町内泊10番2から 同町中泊985番1地先まで	平成17年12月6日

○愛媛県告示第2116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町広見2220番地先から 同町広見2234番地先まで	旧	メートル 3.5～7.0	キロメートル 0.102	
			新	11.2～13.4	0.102	

○愛媛県告示第2117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町広見2220番地先から 同町広見2234番地先まで	平成17年12月6日

○愛媛県告示第2118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町福浦1864番2	旧	メートル 3.5～4.9	キロメートル 0.058	
			新	8.8～9.8	0.058	

○愛媛県告示第2119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町福浦1864番2	平成17年12月6日

○愛媛県告示第2120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番7	旧	メートル 5.1～39.3	キロメートル 0.145	
			新	36.0～64.8	0.115	

○愛媛県告示第2121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番7	平成17年12月6日

○愛媛県告示第2122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画の種類及び名称

今治広域都市計画緑地

1 蒼社川緑地

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 今治市旭町5丁目、蔵敷町2丁目、玉川町八幡、玉川町別所、玉川町小鴨部、玉川町法界寺、玉川町中村、玉川町大野、玉川町高野、玉川町三反地及び玉川町長谷の各一部

(2) 削除する部分 今治市片山4丁目、八町西1丁目、八町西2丁目、小泉5丁目及び中寺の各一部

○愛媛県告示第2123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画の種類及び名称

今治広域都市計画緑地

4 頓田川緑地

2 都市計画を定める土地の区域

今治市東村3丁目、東村4丁目及び東村南1丁目の各地先に囲まれた区域、東村南1丁目、東村南2丁目、東村4丁目、上徳、国分1丁目、国分2丁目、国分、桜井団地1丁目、桜井団地2丁目、桜井団地3丁目、桜井団地5丁目、高市、登畑、町谷、宮ヶ崎、朝倉北及び朝倉下の各一部並びに上徳、国分2丁目、国分、桜井団地1丁目、桜井団地2丁目、桜井団地3丁目、桜井団地5丁目、高市、登畑、町谷及び宮ヶ崎の各地先に囲まれた区域

○愛媛県告示第2124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第56号 平成17年11月25日	伊予市本郡字本郡前410番1及び411番2	伊予市米湊820番地 伊予市長 中村 佑
17松局建（開）第57号 平成17年11月25日	伊予郡松前町大字徳丸字灯明田266番2	伊予郡松前町大字徳丸710番地 永井茂樹

監査公表

○公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年12月6日

愛媛県監査委員 吉久宏
同 壺内紘光
同 玉井実雄
同 竹田祥一

監査の結果に関する報告提出年月日	平成17年3月16日
監査対象機関	総務部 管理局 税務課
監査の結果	措置の内容
<p>1 機器リース料と契約方法</p> <p>平成14年1月に実施した県税システム機器の新規導入による値引き後の機器価格及び設置調整作業料の総額は73,334千円(税抜き)であり、これをリース料率20%で平成14年1月より5年間のリース契約を締結している。また、リース会社は機器採用メーカーの関係会社であるA社を随意契約で選定している。</p> <p>当時のリース料率としては、リース会社によって若干の差はあったであろうが、民間企業が契約する場合は1.8%あたりで推移しており、それと比較すれば県としては0.2%程度高い料率になっている。</p> <p>今後の機器更新時にはリース契約について、メーカーの関係リース会社にとられることなく、広く競争見積りを実施して、コスト削減を図る必要がある。</p> <p>2 リース契約期間と債務負担行為</p> <p>県税システム機器賃貸借契約は、形式的には1年契約の自動更新を理由にして債務負担行為とはしていないが、第2項で契約の満了日が5年後であること並びに月額リース料の算定計算はすべて5年間でなされていることから、実質的には5年間に及び賃貸借契約である。</p> <p>上記賃貸借契約を契約終期前に中途解約した場合、残月数分の賃料は県に支払義務が発生し、いわゆるリース債務として県の収支決算書には表示されない簿外債務になる。</p> <p>過去のOA機器の賃貸借上、中途解約した事例はないが、上記の例では5年間で総額88百万円の賃貸借契約であり、本来であれば初めから5年リースの債務負担行為として議会の承認を受けるべき事項である。</p> <p>3 委託料・運用管理業務委託料</p> <p>平成14年度までは、県税システム運用管理委託としてシステムエンジニア(SE)の派遣費用を月額固定化していたが、県庁内には多数の外部SEがあり、その契約単価は各部局でバラバラであった。このため、予算査定部署からの指導により、作業内容・技術難度等に関係なくSE日当45,000円を適用し、あとは各部局で1日作業時間を調整して、結局は従来の月額固定金額に見合うようにしたものである。</p> <p>実際の作業委託内容が、SEの年間派遣費用を取り決める方式である以上、予算積算方法は以前のような月額固定方式に戻すことが望ましい。</p> <p>4 利用者の利便性を考慮したシステム構築</p> <p>システムが有効に利用されるためには、そのシステムが持つ機能だけでなく、システムを利用する者の利便性(いわゆる、使い勝手の良さ。主にシステムの操作面における問題)を考慮することが重要であるにもかかわらず、現在県庁において稼働している各システムに関し、システムを利用するものの視点に基づくシステム構築またはシステム改善がなされているとは言い難い。</p> <p>使い勝手を良くするためには当然投資が必要になる場合が多い。したがって、費用対効果を十分に考慮することが前提ではあるが、次の手続きをシステムの構築時、および運用時に行うことが必要である。</p> <p>(1) システム構築時には、利用者のニーズ調査等を実施する。また、構築の過程において利用者の利便性に関するヒアリングを実施する。</p> <p>(2) システム運用時には、利用者アンケートなどにより利用者満足度調査を行う。その結果、必要ならば利便性向上のためのシステム改善を行う。</p> <p>5 システムの企画、開発、運用・維持管理の各段階におけるドキュ</p>	<p>今後、機器のリース契約においては、機器価格やリース料率について市場調査を行い、予定価格を積算するとともに競争入札を実施する。</p> <p>契約年度の翌年度以降に、歳出予算の減額又は削除があった場合は、賃貸借契約を解除できる条項を追加する変更契約を行った。</p> <p>なお、「愛媛県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年愛媛県条例第68号)」に基づき、機器リース契約は、長期継続契約を締結することができる契約となった。</p> <p>指摘どおり、関係課と協議の上、月額固定方式に戻すよう検討したい。</p> <p>新規システム導入については、利用者である地方局担当者を招集しニーズ調査及びヒアリングを行っており、運用後も担当者会議で意向調査を行っている。</p>

メントの標準化

現在県庁で稼動しているシステムのドキュメント類（機能の設計書、データベース設計書、テスト仕様書等）が統一されていない。過去に開発したシステムに関するドキュメント類をすべて統一することは、システムが大規模であることを考えると現実的ではない。したがって、統一したドキュメント類を早急に整備し、今後開発するシステムから適用するべきである。

ただし、汎用機と非汎用機のように開発手法が異なるような場合には、ドキュメントが異なっても問題ないとする。

6 開発工数管理

県におけるシステム開発又はシステム修正について必要工数見積と実績工数との比較管理がなされていない。即ち開発前において見積工数は算出されるが、進捗途上及び開発完了時の実績比較がなされていない。

このため、下記欠点を有しており、開発工数管理を行うべきである。

- (1) 見積工数算定の精度が向上しない。
- (2) 委託先からの見積工数の妥当性を判定できない。
- (3) 社内のシステムエンジニア、及び委託先システムエンジニアの開発効率性比較が出来ない。
- (4) 全体として生産性が向上せず、不用意に高価な発注を行う可能性がある。

7 システムレビュー制度

税務課及び会計課の業務分担はサブシステム毎となっている。このため、各サブシステムは主に1人のものが要件定義から詳細設計、テストから運用までを担当しており、別の者によるシステムレビュー制度が導入されていない。

同僚同士又は上司によるレビュー制度を導入すべきである。

8 プログラム変更管理

税務課では、プログラム変更依頼書なしに県税システムのプログラム変更が行われている。委託先であるA社にプログラム修正を依頼する場合にもプログラム変更依頼書は使用されていない。

一方、委託先であるA社のシステムエンジニアがプログラム修正した場合には変更履歴が残されるが、税務課員の場合には残されていない。

プログラム修正は、修正依頼部門の正式の承認印あるプログラム変更依頼書に基づいて行うようにすべきである。

一方、プログラム変更の履歴管理については税務課員が担当した場合にも、明確になされるべきである。

9 持出データの暗号化

自動車税の納税通知書等の大量印刷については、外部委託を行っている。正副の2種類ともに輸送途上等で盗難・紛失の可能性がある。万一の場合、県民の個人情報外部に流出する虞がある。

そこで、この磁気データを県庁内で暗号化したものを委託先に渡し、委託先にてプリント直前に暗号化を解くという方法を採用すべきである。これにより輸送途上における情報流出リスクはかなり低くなる。

10 オンライン端末のアクセスコントロール

県税システムオンライン照会端末を使用するためにはパスワードが必要となっている。パスワードが連番で与えられるため、他人のなりすましによるアクセスも可能であり、パスワードの存在価値は低くなっている。

推定不可能なパスワードを与えるべきである。

11 滞納予防制度

県税収入において滞納が生じれば、その回収には多大な努力と経費を必要とするが、滞納債権残高は高水準で大きな変化がみられない。滞納を予防しようとするシステムや制度を構築し、有効運用させることがより重要である。

- (1) 特別チームを編成して債権回収に当たり、システム情報を活用して目標管理手法により効果的な結果を出すべきである。

今後、汎用機システムにおける統一したドキュメントの整備を進めていきたい。

開発工数管理は、専門的な知識と経験が必要であり、現状では対応困難であることから、専門研修等受講など職員の技能の向上やノウハウの蓄積を行うこととしたい。

指摘どおり、レビュー制度を導入した。

指摘のとおり、システムエンジニアに委託するプログラム変更については、依頼書に基づいて行うように改善した。

また、職員がプログラム変更を行う場合にも、依頼書を担当者から徴し、上司の決裁後プログラム変更を行い、修正箇所がわかるように変更履歴を入れるように改善した。

平成17年度分から暗号化した磁気テープを委託業者に渡すこととした。

指摘のとおり、推定不可能なパスワードとした。

滞納整理対策については、平成15年度から、的確な滞納処分を実施するとともに、具体的な数値目標を掲げ、税務課と地方局が一体となって組織的に取り組んでいるところであり、引き続きこの方針を推進したい。

なお、平成17年度からは目標管理を更に徹底するため、愛媛県徴収確保対策本部を設置しており、引き続き的確な進行管理に基づく効率

(2) 自動車税については、車検時に納付する制度とすれば、滞納は減少すると思われる。

12 開発・保守契約の再委託

税務課でなされているコンピュータ関係の開発・保守契約において、事実上再委託を容認しているが、正式の承認書面を取り交わしていない。正式の承認書面を取り交わさないと、セキュリティ教育等の義務化が困難となる可能性がある。

保守の再委託については、再委託申請書を入手したうえで、正式の県の承認を与えるべきである。更に今後セキュリティや個人情報保護法等の関係から、委託先の監督や教育が重要となるため、再々委託の禁止を条文とすべきである。

的な滞納整理及び自主納付促進策に積極的に取り組む方針である。
車検時徴収については、全国知事会や四国知事会を通じて総務省に要望しているところであり、地方税法の改正、納税者の負担感の増大、関係機関との調整など課題も多いが、今後とも自動車税の徴収率向上に向けた制度の改正等について要望していきたい。

再委託については、同申請書を徴した上で、正式に書面により再委託承認を行った。

なお、再々委託については、契約上は再委託と同様に取り扱うものとしており、再々委託の申請があれば、その必要性に加え、情報セキュリティや個人情報保護の観点から十分な審査を行うこととする。

監 査 対 象 機 関

企画情報部 管理局 統計課

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

1 大型汎用機のレンタル契約

県の大型汎用機は、旧機種からの変更に伴い平成14年1月より稼働を開始した。この変更により、ハードウェアの他、システム運用サービス（機器保守料、支援サービス等の派遣人件費1人分）のソフト面も含んだ「レンタル契約」を締結している。

上記機種のレンタル料は月額で13,407千円（税抜き）と多額に上っているが、このレンタル料の算定に際しては、B社の提示した標準価格（定価）に県が一定の掛け率（約75%）を乗じたものだけであり、今後の使用計画、ハード更新計画等に基づき、買取り、リース契約、レンタル契約のいずれが有利かのコスト計算がなされたものではない。

次回以降の機器更新に際しては、様々な角度でのコストメリット計算を実施することが必要である。

次回更新時には、コストメリット計算を行い、導入方式を検討する。

2 電子計算組織運営費にかかる人件費

「電子計算組織運営費」としては、19名の人件費と外部業者に対する開発委託費用等の関連経費とを合算して計算しないと汎用機システム自体（開発コスト、維持運営コスト）の経済的合理性が判定できない。

現在3課に分かれて計上されている汎用機システムの運用に関するあらゆるコストを集計するとともに、作業内容・業務分担の見直しを行い、システムの維持管理業務のアウトソーシング導入等、効率性の向上、コスト削減につながる方策の有無を検討する必要がある。

汎用機業務のアウトソーシングについては、様々なアウトソーシング方式について検討した結果、公務員制度改革による給与制度改正の動きや県税電子申告への対応、総務系業務の見直し等と連携を図る必要があることから、適当な時期に改めて検討することとしたい。

3 災害対策

各システム主管部門は、まず詳細なリスク分析を行う。その想定されたリスクの復旧方法毎の復旧日数を明らかにし、県民サービス上許されるものかどうかを判断する。もし、許されないレベルならば、二重化投資やバックアップの強化などを行う。更に、改善後のリスク状況についてもCIO（最高情報システム担当役員）等の了解を得、リスク情報の共有化を図るべきである。

汎用機については、地震・停電対策をはじめ、システムの停止対策として、装置の二重化、保守作業及び障害復旧手順書の策定など各種障害対策を講じているが、さらに、防火・防犯対策、データの遠隔地保管を強化した。

4 県職員の情報セキュリティに対する意識レベル

システムが有効に利用されるためには、システムのセキュリティが保証されていることが前提となるにもかかわらず、県職員の情報セキュリティに対する意識レベルが低い。

情報セキュリティは、基本的には各職員個人の意識（モラル）の問題であり、あらゆる機会をとらえ、全職員に対する意識向上の教育を行うしか有効な手段はない。

以下に、研修会等における意識向上策を列記するので、今後の活動に考慮することが望まれる。

- (1) 研修では、リスクを把握し、自覚するような研修を行う。
- (2) 研修の効果測定のため、研修の最後には試験を実施する。
- (3) 研修会は高度情報化推進員を中心に行われているが、意識の変

汎用機業務システム担当職員に対する情報セキュリティ教育については、内部研修において情報セキュリティ講義を実施し、意識の向上を図るとともに、国等が主催する専門的な情報セキュリティ研修に順次参加させることとしている。

革はまずは管理職からである。したがって、管理職に対する同研修の実施が必要である。

5 利用者の利便性を考慮したシステム構築

システムが有効に利用されるためには、そのシステムが持つ機能だけでなく、システムを利用する者の利便性（いわゆる、使い勝手の良さ。主にシステムの操作面における問題）を考慮することが重要であるにもかかわらず、現在県庁において稼働している各システムに関し、システムを利用するものの視点に基づくシステム構築またはシステム改善がなされているとは言い難い。

使い勝手を良くするためには当然投資が必要になる場合が多い。したがって、費用対効果を十分に考慮することが前提ではあるが、次の手続きをシステムの構築時、および運用時に行うことが必要である。

- (1) システム構築時には、利用者のニーズ調査等を実施する。また、構築の過程において利用者の利便性に関するヒアリングを実施する。
- (2) システム運用時には、利用者アンケートなどにより利用者満足度調査を行う。その結果、必要ならば利便性向上のためのシステム改善を行う。

6 システムの企画、開発、運用・維持管理の各段階におけるドキュメントの標準化

現在県庁で稼働しているシステムのドキュメント類（機能の設計書、データベース設計書、テスト仕様書等）が統一されていない。

過去に開発したシステムに関するドキュメント類をすべて統一することは、システムが大規模であることを考えると現実的ではない。したがって、統一したドキュメント類を早急に整備し、今後開発するシステムから適用するべきである。

ただし、汎用機と非汎用機のように開発手法が異なるような場合には、ドキュメントが異なっても問題ないとする。

7 外部委託契約

ハードの保守やシステム開発等を外部委託し、事務委託契約が締結されているが、個人情報保護やセキュリティに関する具体的な規程がないようである。

委託先とは今後下記を盛り込んだ基本契約を締結すべきである。

- (1) 個人情報保護の教育の実施
- (2) 個人情報保護やセキュリティに関して、各従業員からの念書を徴収すること
- (3) プライバシーマーク又はISMSを取得していること
あるいは、それと同等の水準以上であること
- (4) 情報漏えいが生じた場合の責任範囲の明確化

8 本番データ及び本番プログラムへのアクセス

現在の汎用機システムは、各課からのTSS端末機から大型汎用機の本番データや本番プログラムにアクセスできる状況にあるため、過失又は悪意によるプログラムやデータの改ざん、及びデータ持出等が可能である。

プログラム・システムを製造するシステムエンジニアやプログラマと、それらを本番稼働させるオペレータを分離すると、本番データにアクセスできるのはオペレータのみであり、オペレータはシステムやファイルの内容を知り得ないため、持出や改ざんが困難となる。

尚、人数規模的制約からオペレータの分離が困難な場合には、リスクを発見・防止できる代替的なコントロール手段を導入する必要がある。

9 テスト標準化

システム開発及びシステム修正時になされるテストに関して、汎用機システム部門では詳細なテストルールを定めていない。即ち、どの時点にどのようなテストをどの程度行い、テスト結果をどのように保存するかについて標準化ルールが定められていないため、テスト水準が担当者の個人レベルに依存し、統一的な品質保持が困難となっている。

テスト標準を定めて、運用すべきである。

統計課所管の汎用機業務システムは、県庁各課で利用しており、システム構築に当たっては、業務主管課と定期的に十分な打合せを行うなどして、可能な限り要望を踏まえている。

また、システム構築後の運用時においても、毎年度、業務主管課に対するアンケート調査により、システム改善などの要望を把握し、必要に応じ改善することとしている。

統計課所管の汎用機業務システムについては、ドキュメントの再整備、統一化を図った。

汎用機システム部門に係る外部委託契約については、「個人情報を取り扱う事務の委託基準」（平成17年4月1日一部改正）に基づき個人情報の保護に関する取扱いを契約書に明記するとともに、「情報システムに係る個人情報保護対策の徹底について」（平成17年4月18日情報セキュリティ委員会副委員長通知）に基づき、個人情報保護をさらに徹底するため業務従事者個人から誓約書を徴した。

汎用機システムについては、TSS端末機から他課所管の本番データや本番プログラムにアクセスできないよう改善した。

また、汎用機業務のプログラム・システム担当とオペレート担当を個々に配置することは難しく、アクセス制限により本番データと本番プログラムの取扱者を分離した。

平成16年度において、統計課所管のドキュメントの統一化を図ったところであるが、今後、テスト標準などの研究を行い、システム開発標準の作成を検討する。

10 ハード保守の再委託

電子計算機及びプログラム・プログラムの賃貸借に関する契約において、事実上再委託を容認しているが、正式の承認書面を取り交わしていない。正式の承認書面を取り交わさないと、セキュリティ教育等の義務化が困難となる可能性がある。

保守の再委託については、再委託申請書入手したうえで、正式の県の承認を与えるべきである。更に今後セキュリティや個人情報保護法等の関係から、委託先の監督や教育が重要となるため、再々委託の禁止を条文とすべきである。

再委託については、同申請書を徴した上で、正式に書面により再委託承認を行った。

なお、再々委託については、契約上は再委託と同様に取り扱うものとしており、再々委託の申請があれば、その必要性に加え、情報セキュリティや個人情報保護の観点から十分な審査を行うこととする。

11 プログラムの変更管理

統計課員発案によるプログラム変更については、担当者任せで実施され、変更履歴たる項目を示した一覧表が作成されていない。

現状ではプログラム変更依頼書による変更承認制度の運用が不完全であるため、プログラムの無権限修正や不正改ざんを発見することが困難であり、又、プログラム修正の意図（理由）を知り得ない。更に、プログラム変更履歴が取られていないため、直近の生きたプログラムがどれであるかを把握することがやや困難となっている。

今後は、統計課員発案のプログラム変更であっても、「プログラム変更指示書」による上司承認を得たうえで、変更着手すべきである。更に、プログラム変更一覧表を作成し、変更履歴を正確に保存すべきである。

統計課職員発案のプログラム変更についても、上司の承認を得るとともに、プログラム変更一覧表を作成し、保存することとした。

監 査 対 象 機 関

企画情報部 管理局 情報政策課

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

1 庁内LANシステム用サーバの使用料及び賃借料

庁内LANシステム用の機器（サーバ）については、一般競争入札（5者）を行い、平成12年12月25日付でA社と30,880千円/月（税抜き）の賃貸借契約を締結している。

上記賃貸借契約は、形式的には1か月（期間 平成13年3月1日～平成13年3月31日）の賃貸借で自動延長契約になっているが、実質的には4年間のリース契約である。

4年間で総額15億円の賃貸借契約であり、4年リースの債務負担行為として議会の承認を受けるべき事項である。

「愛媛県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年愛媛県条例第68号）」に基づき、機器リース契約は、長期継続契約に該当することとなり、債務負担行為は必要ない。

2 災害対策

各システム主管部門は、まず詳細なリスク分析を行う。その想定されたリスクの復旧方法毎の復旧日数を明らかにし、県民サービス上許されるものかどうかを判断する。もし、許されないレベルならば、二重化投資やバックアップの強化などを行う。更に、改善後のリスク状況についてもCIO（最高情報システム担当役員）等の了解を得、リスク情報の共有化を図るべきである。

災害を想定した物理的な措置について、平成18年度に再構築予定の庁内LANシステム等に反映させることを検討したい。

3 県職員の情報セキュリティに対する意識レベル

システムが有効に利用されるためには、システムのセキュリティが保証されていることが前提となるにもかかわらず、県職員の情報セキュリティに対する意識レベルが低い。

情報セキュリティは、基本的には各職員個人の意識（モラル）の問題であり、あらゆる機会をとらえ、全職員に対する意識向上の教育を行うしか有効な手段はない。

以下に、研修会などにおける意識向上策を列記するので、今後の活動に考慮することが望まれる。

- (1) 研修では、リスクを把握し、自覚するような研修を行う。
- (2) 研修の効果測定のため、研修の最後には試験を実施する。
- (3) 研修会は高度情報化推進員を中心に行われているが、意識の改革はまずは管理職からである。したがって、管理職に対する同研修の実施が必要である。

情報セキュリティ研修の内容を全面的に見直し、研修内容を情報流出に係る事項を中心として受講者がリスクを実感できるカリキュラムに改善するとともに、管理職用の研修コースを新設した（平成17年5～6月実施済）。

また、平成17年度に実施の情報セキュリティ監査において、全職員を対象として知識・意識を問うアンケートを予定しており、効果測定試験と同様の効果が得られると考えている。

4 利用者の利便性を考慮したシステム構築

システムが有効に利用されるためには、そのシステムが持つ機能だけでなく、システムを利用する者の利便性（いわゆる、使い勝手の良さ。主にシステムの操作面における問題）を考慮することが

情報システムの構築に際しては、愛媛県情報システム等構築ガイドライン等に基づき、多面的に検討のうえ最適化を図っているところであるが、利用者ニーズについても、システム構築から運用を通して適

重要であるにもかかわらず、現在県庁において稼動している各システムに関し、システムを利用するものの視点に基づくシステム構築またはシステム改善がなされているとは言い難い。

使い勝手を良くするためには当然投資が必要になる場合が多い。したがって、費用対効果を十分に考慮することが前提ではあるが、次の手続きをシステムの構築時、および運用時に行うことが必要である。

- (1) システム構築時には、利用者のニーズ調査等を実施する。また、構築の過程において利用者の利便性に関するヒアリングを実施する。
- (2) システム運用時には、利用者アンケートなどにより利用者満足度調査を行う。その結果、必要ならば利便性向上のためのシステム改善を行う。

5 システムの企画、開発、運用・維持管理の各段階におけるドキュメントの標準化

現在県庁で稼動しているシステムのドキュメント類（機能の設計書、データベース設計書、テスト仕様書等）が統一されていない。

過去に開発したシステムに関するドキュメント類をすべて統一することは、システムが大規模であることを考えると現実的ではない。したがって、統一したドキュメント類を早急に整備し、今後開発するシステムから適用するべきである。

ただし、汎用機と非汎用機のように開発手法が異なるような場合には、ドキュメントが異なっても問題ないとする。

6 システム開発後の評価結果の次期開発システムへの反映

システム開発完了後にシステム開発の評価を行っているにもかかわらず、その評価結果（特に失敗経験）を次に開発するシステムに活かしていない。

システム開発後の評価結果を次のシステム開発に反映させるため、開発ノウハウを含む評価結果をデータベース化し、全庁の高度情報化推進員などが自由に閲覧が可能な環境を整備する必要がある。

7 開発工数管理

県におけるシステム開発又はシステム修正について必要工数見積と実績工数との比較管理がなされていない。即ち開発前において見積工数は算出されるが、進捗途上及び開発完了時の実績比較がなされていない。

このため、下記欠点を有しており、開発工数管理を行うべきである。

- (1) 見積工数算定の精度が向上しない。
- (2) 委託先からの見積工数の妥当性を判定できない。
- (3) 社内のシステムエンジニア、及び委託先システムエンジニアの開発効率性比較が出来ない。
- (4) 全体として生産性が向上せず、不用意に高価な発注を行う可能性がある。

8 外部委託契約

ハードの保守やシステム開発等を外部委託し、事務委託契約が締結されているが、個人情報保護やセキュリティに関する具体的な規程がないようである。

委託先とは今後下記を盛り込んだ基本契約を締結すべきである。

- (1) 個人情報保護の教育の実施
- (2) 個人情報保護やセキュリティに関して、各従業員からの念書を徴収すること
- (3) プライバシーマーク又はISMSを取得していること
あるいは、それと同等の水準以上であること
- (4) 情報漏えいが生じた場合の責任範囲の明確化

9 NOC（ネットワーク・センター）の防火対策

NOCには粉末の消火器が設置されている。

出火時に、現在設置されている消火器を使用すると、磁気ディスク装置等に障害を与え、事後データの解読が不能となる可能性がある。

NOCには、ミスト型の消火器等のマシンルームに適した消火器を設置すべきである。

切に反映されるよう検討したい。

ドキュメントに記載が必要な項目・内容等の共通化について検討したい。

開発後の評価結果を、次に開発するシステムに活かす方策について検討したい。

進捗途上及び実績段階での工数と見積工数との比較検証について検討したい。

平成17年4月18日付け主管課長会議議題「情報システムに係る個人情報保護対策の徹底について」により、全庁に周知した結果、各情報システムにおいて、対応が図られるようになっている。

平成17年6月に設置した。

<p>10 予算立案段階における費用対効果の分析 予算見積額の事項説明書や情報システム等概要説明書などに、予算段階における数量化された期待効果が明示されていない案件が多いことから、期待効果を明示すること。 また、システム構築完了後の効果の評価は、期待効果との比較で表わすこと。</p> <p>11 予算評価の標準化 現在、予算立案時には、情報政策課が情報化関連予算協議調書にてシステムの内容の評価を行っている。しかし、内容の評価に関しては、「愛媛県情報システム等構築ガイドライン」はあるものの、評価を行うためのチェックリストが存在していない。 情報政策課では予算評価のためのチェックリストを作成し、予算評価を担当者の能力や経験に依存させない（予算評価の品質を保证する）ことが重要である。 なお、当初から完全なチェックリストを作成することは時間と費用の面から不適當である。現在既に蓄えられているノウハウをまずはチェックリスト化し、今後、順次充実させていくという作成方法を採用するべきである。</p> <p>12 県政情報サービス インターネットを簡易に疑似体験する場を県民に提供し、県民がインターネットの世界に乗り出すための先導役を果たすサービスであるが、利用者数は極端に少なく、アクセス件数も最近はほぼ、ゼロとなっている。 当サービスは有効性がなく、コスト（作業や設備）を要しているため、廃止すべきである。</p>	<p>情報システムを事前に評価する際に、当該システムにより期待される数量的な効果を把握するよう努めるとともに、当該システムの効果の比較検証について検討したい。</p> <p>チェックリストを作成し、平成18年度当初予算に係るシステム評価から活用している。</p> <p>平成17年4月に廃止した。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>経済労働部 産業支援局 産業創出課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>1 愛媛県産業情報センター 愛媛県産業情報センターの設備のうち、一般民間企業等の利用に供するためのものは当時としては最新であったが、コンピュータ機器の急速な進化に伴い、未更新の設備は今では機能的に陳腐化しており、また、一般民間企業でも高機能な機器の導入が以前よりは比較的容易になったことにより、設備利用度は低下傾向にある。 特に、データ処理室3室、マルチメディアソフト制作体験室6室、モニタリング室1室は利用度の低い施設になっている。 利用度の低い当該10室は施設を廃止して機器を撤去するとともに、他方面の有効活用方法を検討すべきである。 なお、これらの機器については買取り設置したもので、保守管理委託は1年間毎の契約であり期間満了すればいつでも解約可能である。</p>	<p>データ処理室、マルチメディアソフト制作体験室、モニタリング室の計10室については、平成17年3月末に廃止するとともに、情報通信関連分野における創業支援を行うためのインキュベーション施設に改修し、平成17年10月から運用を開始している。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>農林水産部 森林局 林業政策課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>1 愛媛県森林総合情報システムの委託費 森林総合情報システムのバージョンアップ（基幹システム機能拡充等）に関する随意契約に当っては、委託先からの見積り（歩掛調査書：作業予定工数の見積書）の他、同業2者からも見積りを入手し、同社の妥当性を検討しているが、作業自体は先方の社内で行われているため、実際歩掛り（作業工数）が見積り部掛りと比較して妥当であったかの事後確認ができない。 同システムのような著作権のあるケースでは随意契約となることはやむをえないが、果たしてコストが妥当かどうか明確には判断できないこともある。3者見積りの結果では、同社が全体工数として最も低い見積りであったが、更に作業工程を細分化して工程ごとに各社の歩掛りを検討して削減することが可能かどうかを精査する等、更なるコストダウンの余地を検討する必要がある。</p>	<p>これまで以上に、作業工程を細分化し各社の見積りの精査を行う等、より適正な予定価格が得られるよう努める。</p>

監 査 対 象 機 関	出納事務局 会計課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 委託料</p> <p>平成14年度までは財務会計オンライン保守改善委託としてS Eの派遣費用を月額固定化していたが、県庁内には多数の外部S Eがあり、その契約単価は各部署でバラバラであった。このため、予算査定部署からの指導により、作業内容・技術難度等に関係なくS E日当45,000円を適用し、あとは各部署で1日作業時間で調整して、結局は従来の月額固定金額に見合うようにしたものである。</p> <p>実際の作業委託内容が、S Eの年間派遣費用を取り決める方式である以上、予算積算方法は以前のような月額固定方式に戻すことが望ましい。</p> <p>2 使用料及び賃借料</p> <p>平成14年1月よりパソコン等の機器（管理用端末機、日本語ページプリンタ各103台）を更新し、新たなリース契約を締結している。</p> <p>ハードウェア機器のディーラーからの購入価格の検討・交渉行為とリース契約のリース料率の検討行為は別個のものであり、別々に検討したほうがコストダウンになる。県の場合、それらをセットで考えている点があるため、たとえリース料率が低かったとしても機器自体の値引率が甘ければ結局はコスト負担増につながるようになる。</p> <p>機器本体の値引きについて、今後は交渉を強くするとともに、ディーラーからの機器価格、リース料率について、民間の実勢価格・実勢レートを十分に調査した上で、予定価格の算定根拠とすることが必要である。</p> <p>3 利用者の利便性を考慮したシステム構築</p> <p>システムが有効に利用されるためには、そのシステムが持つ機能だけでなく、システムを利用する者の利便性（いわゆる、使い勝手の良さ。主にシステムの操作面における問題）を考慮することが重要であるにもかかわらず、現在県庁において稼働している各システムに関し、システムを利用するものの視点に基づくシステム構築またはシステム改善がなされているとは言い難い。</p> <p>使い勝手を良くするためには当然投資が必要になる場合が多い。したがって、費用対効果を十分に考慮することが前提ではあるが、次の手続きをシステムの構築時、および運用時に行うことが必要である。</p> <p>(1) システム構築時には、利用者のニーズ調査等を実施する。また、構築の過程において利用者の利便性に関するヒアリングを実施する。</p> <p>(2) システム運用時には、利用者アンケートなどにより利用者満足度調査を行う。その結果、必要ならば利便性向上のためのシステム改善を行う。</p> <p>4 システムの企画、開発、運用・維持管理の各段階におけるドキュメントの標準化</p> <p>現在県庁で稼働しているシステムのドキュメント類（機能の設計書、データベース設計書、テスト仕様書等）が統一されていない。</p> <p>過去に開発したシステムに関するドキュメント類をすべて統一することは、システムが大規模であることを考えると現実的ではない。したがって、統一したドキュメント類を早急に整備し、今後開発するシステムから適用するべきである。</p> <p>ただし、汎用機と非汎用機のように開発手法が異なるような場合には、ドキュメントが異なっても問題ないとする。</p> <p>5 開発工数管理</p> <p>県におけるシステム開発又はシステム修正について必要工数見積と実績工数との比較管理がなされていない。即ち開発前において見積工数は算出されるが、進捗途上及び開発完了時の実績比較がなされていない。</p> <p>このため、下記欠点を有しており、開発工数管理を行うべきであ</p>	<p>指摘どおり、関係課と協議のうえ月額固定方式に戻すよう検討したい。</p> <p>今後、機器のリース契約においては、機器価格やリース料率について市場調査を行い、予定価格を積算する。</p> <p>システムの構築時及び運用時には、各地方局出納室の担当者をはじめとして利用者の意見を聞き、行ってきたところであるが、今後は、更に利用者の立場に立ったシステムとなるよう必要に応じて改善を図ることとする。</p> <p>現在、汎用機システムにおける統一したドキュメントの整備を行っている。</p> <p>開発工数管理は、専門的な知識と経験が必要であり、現状では対応困難であることから、専門研修等受講など職員の技能の向上やノウハウの蓄積を行うこととしたい。</p>

- る。
- (1) 見積工数算定の精度が向上しない。
 - (2) 委託先からの見積工数の妥当性を判定できない。
 - (3) 社内のシステムエンジニア、及び委託先システムエンジニアの開発効率性比較が出来ない。
 - (4) 全体として生産性が向上せず、不用意に高価な発注を行う可能性がある。

6 システムレビュー制度

税務課及び会計課の業務分担はサブシステム毎となっている。このため、各サブシステムは主に1人のものが要件定義から詳細設計、テストから運用までを担当しており、別の者によるシステムレビュー制度が導入されていない。

同僚同士又は上司によるレビュー制度を導入すべきである。

7 外部委託に関する予定作業工数見積り

会計課は、システムの運用・維持管理のために業務の一部を外部のベンダーへ委託しており(県庁での常駐)、その委託内容は、運用支援、システム保守、システム改善、技術指導である。しかし、個々に依頼する業務に関する予定作業工数の見積りを行っておらず、実績の確認が中心であるため、管理体制が十分であるとは言い難い。

将来的な委託人件費の圧縮、外部ベンダーへの牽制等を考慮し、今後、作業依頼時には予定作業工数を見積り、ベンダーに提示するとともに、実績との比較検証を推進することが必要である。

予定作業工数の見積りは一朝一夕でできることではない。したがって、次の段階を経て管理体制を強化することが必要である。

- (1) 「作業実績報告書」に、作業工数を記載させ、実績の把握に努める。
- (2) ノウハウが蓄積した段階で、予定作業工数を見積り、実績と比較する。
- (3) 予定作業工数を実績と比較することにより、見積精度の向上を図る。

システム保守に伴うプログラム等の変更は、システム保守委託業者からの派遣SEと職員が協議して実施しているところであるが、今後は職員同士においても、相互チェックを強化することとする。

指摘どおり、17年度からシステムの運用管理の委託業務について、作業実績報告書に作業工数を記載させることとし、予定作業工数の見積りを行うためのノウハウの蓄積を行うこととした。

監 査 対 象 機 関

教育委員会事務局 教育総務課

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

1 委託料

教育情報通信ネットワークシステム(Ehime School Net)の保守管理業務委託における予定価格の算定に当たっては、委託先からの見積書を入手して作業内容・工数の検討を行っているが、金額面について妥当性を検証するために他社から見積書を入手するようなことは行っていない。

随意契約は致し方ないとしても、現状では金額の妥当性の検証ができないため、他社から見積書を入手して工数単価等の金額の妥当性・合理性を比較分析する等、更なるコストダウンの方策を検討しておく必要がある。

16年度からは、他社との価格競争性を高めるため一般競争入札による業者選定を実施しており、17年度からは、予定価格の算定に当たっても複数社による見積比較を実施し、金額の妥当性・合理性を検討することとした。

--	--